

取組の柱④：「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組

事例④①：海における法の支配の確保のための理念・知見の共有

1. 基本的な考え方

- (1) 海洋国家である我が国にとって、法の支配に基づく海洋秩序の維持及び強化は極めて重要な課題。我が国は累次の機会に「海における法の支配の三原則」（法に基づく主張、「力」を用いない、平和的解決）を一貫して主張している。
- (2) また、海洋先進国である我が国は、海上法執行関連の知見の共有を図ることで、地域の海洋秩序の安定に貢献している。
- (3) 気候変動による海面上昇を始めとした海洋に関する新たな課題が生じる中で、我が国の知見への期待は一層高まっている。

⇒ FOIPの理念を共有する各国・地域機関と連携・協調し、インド太平洋の各国の関心やニーズを踏まえた緊密な意思疎通を図り、海における法の支配の確保のための理念・知識の共有を推進する。

2. 具体的な取組

(1) 国際会議において「海における法の支配の三原則」等を積極的に発信・対話強化

(例) アジア安全保障会議、太平洋・島サミット (PALM)、ASEAN海洋フォーラム拡大大会合(EAMF)

(2) 各国・地域機関と連携した能力構築支援

(例) 海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ (IPMDA) における貢献、我が国のODAを活用した事業と同志国・機関による人材育成事業との連携・協調、アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) による能力構築支援事業への貢献、ARF海上安全保障関連ワークショップ、ブルーパシフィックにおけるパートナー (PBP) を活用した連携・支援

(3) 二国間・国際機関経由の支援における人材育成の継続・強化

(例) 国別・課題別研修、海上保安政策プログラム、国連薬物・犯罪事務所グローバル海上犯罪プログラム (UNODC・GMCP)

(4) 海洋秩序の維持・発展への積極的な関与

(例) 国際海洋法裁判所 (ITLOS)、大陸棚限界委員会 (CLCS) 及び国際海底機構 (ISA) への人材・財政面での協力、気候変動による海面上昇を受けた海洋秩序の維持・発展への貢献



海洋秩序の維持・発展への積極的な関与



日本は気候変動分野での太平洋島嶼国地域への支援を強化していく。気候変動による海面上昇により海岸線が後退した場合も、国連海洋法条約に従って設定された既存の基線の維持は許容されるとの立場を採る。

林外務大臣と太平洋諸島フォーラム (PIF) 代表団との会談 (2023年2月)